

既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定申請等に関する取扱い

令和4年9月21日  
京 都 府

(適用)

第1 この取扱いは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）（以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請又は変更の認定の申請（以下「申請等」という。）に適用する。

(居住環境配慮基準に適合していることの確認)

第2 申請等をしようとする者は、申請しようとする住宅が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮された住宅であることの確認が必要な場合は、居住環境への配慮基準に適合していることについて建築士の確認を受けるものとする。

(建築基準法への適合の確認の確認)

第3 申請等をしようとする者は、申請しようとする住宅が建築基準法に適合していることについて建築士の確認を受けるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第4 次の表に掲げる図書は、長期優良住宅普及促進法施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
居住環境への配慮基準適合確認書	第2に規定する確認の結果
設計内容説明書 (既存住宅に係る建築基準法への適合の確認)	第3に規定する確認の結果

附 則

この取扱いは、令和4年10月1日から施行する。